

## プロ野球選手の法的地位・契約とその将来像

中内 哲

### 一 はじめに

わが国において広く国民に親しまれている野球は、プロスポーツとして七〇年を超える長い歴史を有しており、<sup>(1)</sup>プロ野球選手といえば、男子児童にとつて「将来なりたい職業」調査で常に上位を占める、<sup>(2)</sup>あこがれの存在である。

反面、プロ野球選手が実際にどのような契約を取り交わしてプレーしているかについて、われわれはどれほど知っているだろうか。その一部を垣間見る場面が確かにある。シーズン終了後に行われる選手と球団との「契約更改」交渉である。ここでは、いわゆる一軍に所属する花形選手の高額な「年俸」にとりわけ注目した報道がなされるが、野球界関係者やよほど熱心なファンでない限り、そもそもこの「年俸」とはいかなる意味を有するのか、「年俸」以外の契約条件はどのように設定されているのか等を知る機会は、あまりないように思われる。

こうした問題関心に従って、本稿は、プロ野球選手の主たる契約内容・法的地位や当該契約の構造等について解説するとともに(一)、そこから浮かび上がる法的問題点(二)とプロ野球選手をめぐる法規範のあるべき将

来像等(四)について言及する。但し、いわゆる「独立リーグ」<sup>(3)</sup>でプレーする野球選手については、取り上げない。

## 二 プロ野球選手をめぐる法状況

### 1 選手の類型

ひとくちにプロ野球選手といっても、現在その身分は、厳密に見ると三つの型に分かれる。プロ野球界の憲法と称される「日本プロフェッショナル野球協約」(以下「野球協約」または単に「協約」と記す)<sup>(4)</sup>によれば、その第一は、「支配下選手」である(五二条等)。支配下選手のうち、セントラル・パシフィック各野球連盟における年度連盟選手権試合(各連盟に所属する六球団チームによる総当たり戦、いわゆるペナント・レース(公式戦))への「出場選手」として登録された者(協約八一一条)が俗にいう「二軍」選手であり、右登録から漏れ、年度連盟選手権試合ではない試合(ジュニア・ペナント・レースという。協約一七〇条)に出場する選手を指して「二軍」選手と呼ぶ。各球団は、野球協約上、こうした支配下選手を原則として七〇名までしか抱えられず<sup>(5)</sup>(七九条本文)、さらに登録可能な出場選手を二八名以内に制限されている(八一一条二項)。

他の二つは、二〇〇六年シーズンから採用された「育成選手」と「研修生」である(協約二〇八条二号)。前者「育成選手」とは、「支配下選手登録の目的達成を旨指して野球技能の錬成向上およびマナー養成等の野球活動を行うため、球団と…育成選手契約…を締結した」者を指し(協約二〇八条二号に基づき定められた「日本プロ野球育成選手に関する規約」(以下「育成選手規約」と記す)<sup>(6)</sup>二条)、二軍の試合への出場を認められるもの(育成選手規約八条)、球団が抱えられる当該選手数には上限がある(同規約四条)。

後者「研修生」とは、「プロ野球選手として野球の技術、能力およびマナー等の育成指導を受けることを目的

として球団と「研修契約…を締結した者」と定義されている（協約二〇八条二号に基づき定められた「日本プロ野球研修生に関する規約」（以下「研修生規約」と記す）<sup>7)</sup>二条。この選手類型には、支配下選手や育成選手に対するような、球団ごとの人数制限は設けられていない一方（研修生規約三条本文）、プロの試合への出場に関する規定は存在しない。

これら三類型の中でプロの試合への出場が認められる選手（支配下選手・育成選手）になるには、基本的には新人選手選択会議（いわゆるドラフト会議。協約一二五条以下等）を経る必要があることはよく知られている（協約一三三条に基づき定められた「新人選手選択会議規約」二条、育成選手規約四条三項）。

右で述べてきたところによれば、実際に試合へ出場できるプロ野球選手に「なる」ことはもちろん、当該選手で「あり続ける」こともいかに困難かが看取できよう。なぜなら、①まずプロ野球選手になりたい者は、ドラフト会議で球団からの指名を受けなければならず、その結果、②指名を受け球団と契約を締結した一定数の選手が毎年プロ野球界に新規参入する反面、③支配下選手・育成選手数に対する上限があるために（協約七九条、新人選手選択会議規約八条、育成選手規約四条）、シーズン終了後に必ず各球団から放逐される選手が生じうるからである。なお、ここからは、専ら支配下選手（特に断らない限り、これ以降、単に「選手」と記す）<sup>9)</sup>が取り交わす契約に注目して検討を進める。

## 2 主たる契約条件

野球協約は、球団と選手になる者との間に締結される契約を「選手契約」と呼び（四五条本文、その締結・内容・終了等に対して様々な規制を課している。また、当該契約の内容面については、同協約に基づいて用意され（同条）、実際に球団と選手とが署名捺印して取り交わす文書のひな型である「統一契約書様式」（以下「契約書」と記す）<sup>10)</sup>でも一律に定められており、契約書に掲げられた条項（内容）は、球団と選手との合意（特約）によっ

て変更しえないとされている（協約四七条本文）。

では、選手契約に対する規制を具体的に探ろう。

(1) 契約の新規締結

先に見たように（前記二）、球団は、毎年一〇月三〇日から一月二二日までの間に開催されるドラフト会議において、選手としたい者との交渉権を獲得しなければならぬ（新人選手選択会議規約二条・四条）。当該交渉権は放棄および譲渡を禁止されるが（同規約一〇条）、その有効期間は球団がそれを獲得した年度内である（同<sup>(11)</sup>一条）。

実際に選手契約が新規に締結される際には、球団役員と選手になる者とが対面しなければならず（協約五〇条前段）、この時、選手になる者が未成年者の場合には、法定代理人の同意が必要である（同条後段）。

(2) 報酬・契約期間等

われわれが選手契約の中でもとくに関心を寄せる報酬は、野球協約上、「参稼報酬」と呼ばれ（八七条一項）、支配下選手の当該報酬最低額については四四〇万円（協約八九条）、中でも出場選手のそれは、一五〇〇万円とされている（同八九条の二）。また、参稼報酬を請負や試合収入金に対する歩合で決定することは禁じられ（協約八八条、かりに当該選手がシーズン中に他球団へ移籍する事態が生じても（いわゆるトレード。野球協約上、「選手」契約の譲渡」と表現される（第三章一〇五条以下）、いったん決定された報酬額は変更できない（協約九三条、契約書二二条）。

報道等では、参稼報酬を「年俸」と表現することが一般的であるが、実際にはその対象期間（「参稼期間」という。協約八七条）は一年ではなく、二月一日〜一月三〇日まで（二〇ヶ月間）とされ（協約八七条一項後段、契約書三条前段<sup>(12)</sup>）、また、支払われる報酬額に消費税が含まれている点も目を引く（契約書三条前段）。これは、球団側が選手を労働基準法九条にいう「労働者」と捉えず、税法上、「事業所得者」と取り扱っているためである<sup>(13)</sup>。

さらに、契約更新にあたっては、成績不振等により、参稼報酬の減額が生じ得るが、その削減幅にも制限が設定されている。具体的には、選手の同意がない限り、当該報酬が一億円を超える場合には四〇%まで、それが一億円以内であれば二五%までの減額しか許されない(協約九二条、契約書三一条一号後段)。

(3) 移籍(トレード)

選手をトレードする権利が球団に留保される(協約一〇五条・一〇六条、契約書二二条)。トレードに伴い転居が必要となる選手に対しては、移籍元・移籍先両球団が折半して一定の移転費を支払わなければならない(協約一四四条、契約書二四四条)。

他方、選手側では、極めて限定された出場選手にのみ、いずれの球団とも選手契約を締結できる権利(いわゆるフリーエージェント)。以下「FA」と記す。協約一九六条に基づき定められた「フリーエージェント規約」(以下「FA規約」と記す)一条が認められる。すなわち、年度連盟選手権試合期間(いわゆるシーズン)での出場選手登録日数が一四五日に達しており、そのようなシーズンは八シーズンに達した時に国内でのFA資格、九シーズンに達した時には国内に加え海外でのFA資格が認められ(FA規約二条)<sup>(15)</sup>、所定の手続きに従い当該権利を行使することによって、当該選手は希望する球団への移籍(従来所属した球団への残留も含む)を実現できる地位を獲得する。

いいかえれば、FA資格を有しない選手は、自らが希望する球団への移籍の自由を当然には認められない。確かに、かかる選手には、(ア)現に所属する球団が意中の球団とのトレードを組む、(イ)「自由契約選手」(協約五八条)となる、(ウ)ウェイバー(球団が参稼期間中に選手契約を放棄し、希望する球団に当該契約を譲渡したい旨を明らかにする行為。協約二二五条、契約書二七条等)の手続きを経て意中の球団からの申込みを待つ等の可能性が残されているが、選手の意思だけでなく、所属球団や他球団の意思・行為が介在するだけに、右(ア)～(ウ)が現実化することは、まず考えられない。<sup>(16)</sup>

(4) その他の実体的な契約条件

契約書によれば、(7)試合や練習等で使用する選手の用具について、球団がボール・ユニフォーム(二種類)・ジャンパーを貸与し、選手がその他のすべてを負担する(八条)、(イ)試合や練習に関わる移動にあたっては、球団が交通費・宿泊費・食費を負担する(九条)、(ウ)プレーや練習が直接の原因となって選手が負傷あるいは疾病に罹患した場合の治療費等を球団が負担する(二〇条・一一条)、(エ)選手の写真・出演等に関する肖像権や著作権はすべて球団が留保する(二六条。協約一六八条も参照)、(オ)選手による球団株式の保有や球団との金銭的利益関係の禁止(一八条。協約一八三条も参照)、(カ)選手が、球団以外の者のために野球を行うこと、あるいは、他のスポーツ競技に従事・出場することの原則禁止(一九条・二〇条)等も定められている。

(5) 契約の休止・終了

選手契約当事者の(二方的)解除事由につき、選手のそれは、参稼報酬等の支払いがその履行日から一四日を超えてなされないか、正当理由なしに球団が公式戦に六試合以上連続して出場させなかった場合の二点(契約書二五条)、他方、球団のそれは、選手が野球協約・契約書等、遵守すべき規範に違反したか、「充分な技術能力の発揮を故意に怠った」場合の二点が規定されている(同二六条)。

右解除のほか、選手と球団との合意解約、参稼期間終了による契約の消滅によっても、選手契約は終了するはずであるが、むしろ、契約の休止・終了の局面では、それに伴い選手がいかなる地位に置かれるかが重要である。例えば、参稼期間終了(二月三〇日)以前に次年度における選手契約の締結権を球団から保留された選手は「契約保留選手」(協約六六条)、自己都合で野球活動を休止する選手は「契約を維持したままで」「制限選手」(同六〇条二号)、引退が認められた選手は「契約を解除され」「任意引退選手」(同五九条)とそれぞれ位置づけられるが、球団は、これらの選手の保有権を維持する。すなわち、当該選手は、外国を含め他球団と選手契約に関して交渉することができず、かつ、他球団のために野球活動を行うことを全て禁止される状況に置かれる(協約六八

条。

選手が所属球団からのこうした拘束から逃れるには、選手契約が無条件に解除された（と見なされた）、あるいは、所属球団の右保有権が喪失・放棄された「自由契約選手」（協約五八条）となる必要がある。

### 3 選手に対する野球協約の法的拘束性

以上、選手契約当事者である選手と球団との法的関係（権利義務関係）や各々の法的地位を規定した野球協約および契約書の内容を概観してきた。ここでは、球団・選手双方が署名捺印している（ $\parallel$ お互いに了解している）契約書のみならず、先に触れたように（前記二）、プロ野球界の憲法と称される野球協約の定めも、選手が遵守すべき内容として記述したが、法的には、それが当然の帰結ではないことには注意を要する。その理由は以下の二点である。第一に、野球協約は、プロ野球全一二球団に、セントラル・パシフィック各野球連盟を加えた、以上一四会社・団体が当事者となって締結される約束であって（二条一項）、プロ野球選手は野球協約の締結当事者に含まれていない。第二に、野球協約は、それを根拠に設置される（二条八条一項）、コミッショナーを代表者とした「日本プロフェッショナル野球組織」（以下「組織」と記す<sup>18</sup>）の意思決定機関であり各球団を代表する役員が出席する「実行委員会」および「オーナー会議」を経て、その変更改廃が行われる（協約四条等）。つまり、プロ野球選手は、野球協約の変更過程にも基本的には関われない。

こうした立場であるにもかかわらず、結果として、選手は野球協約の内容に拘束されることになる。なぜなら、自らが署名捺印した契約書二九条「球団と選手は…野球協約およびこれに附随する諸規程を諒承し、かつこれに従うことを承諾…する」との規定を通じて、選手は、契約書に加え、野球協約（および附随する諸規程）の遵守義務をも課せられているからである。

### 三 選手契約をめぐる法的問題点と選手側の対応

#### 1 構造・手続き上の課題

選手契約も、「契約」である以上、その当事者である球団と選手とが対等平等な立場で自由に交渉し、互いに一定の妥協を経た納得の下で締結されることが望ましい。まして、選手は野球に関する極めて高度な技術を有しているのだから、なおさら、この自由・対等交渉の理念がより強く要請されるといえよう。

しかしながら、現実には厳しい。右で述べたように(前記二)、選手は、契約書への署名捺印を通じて、自ら締結当事者でもなく、その変更過程にも原則として関わることができない野球協約の内容を異議なく承諾している。かつて(二〇〇八年シーズンまで)の野球協約は、選手契約に関係する事項の改変については、セントラル・パシフィック各野球連盟の会長、右各連盟における球団代表委員二名と選手代表二名を加えた合計一〇名で組織される「特別委員会」(議長は実行委員会議長が兼務)の議決を経て「実行委員会」へ上程される旨定めていた(二〇〇八年シーズン協約一九条)。ところが、過去この手続きを履践して野球協約が改正されたことはなかった(19)という。最新の(二〇〇九年シーズン)協約では、この条項さえ削除された。選手契約に関する法的問題点の第一は、これ(球団・組織側が選手契約の内容に対するアクセスをその一方当事者である選手に全く認めない姿勢)である。

第二は、野球協約四六条に基づき、各球団役員で構成される「実行委員会」が契約書の様式を定めることになっている点である。しかも、すでに触れたように(前記二)、契約書の内容は一律に定められ、かつ、原則として球団と選手との特約も排除しているため、第一点とも相まって、選手契約は、一方当事者である選手の意向を取り入れることなく、専ら球団側のそれに沿った内容として形成されていると捉えてよい。(20) 事実、契約書の様



式を見ると、球団と選手との交渉の結果を記入することが予定された契約条件欄は、「参稼報酬額」に限られ(三条前段)、当該交渉を通じて選手契約当事者がその内容を新たに生成・加工できる余地はないに等しい。

以上に鑑みると、選手は、選手契約の相手方である球団、さらにいえば、契約条件のほぼ全てを一方的に決定している組織に対して、事実上、かなり従属的な存在と位置づけられよう。

## 2 選手側の対抗策——労働組合の結成とそれに伴う活動の進展

では、選手(たち)が、選手契約におけるこうした位置づけを踏まえて、いかに対応したのだろうか。

一九八〇(昭和五五)年、選手が退団後の第二の人生を開始する際に備える退団金共済制度を構築するために「社団法人 日本プロ野球選手会」が設立されたが、様々な事情が積み重なって、選手間に労働組合結成の気運が高まった結果、一九八五(昭和六〇)年一月、「労働組合 日本プロ野球選手会」(以下「労選手会」と記す)が労働組合法に基づく法人格を取得し法人登記を行った。<sup>(21)</sup> 法的には、法人格取得の前提であって、日本プロ野球選手会が労働法上の労働組合であることの資格審査の際に(同法五条一項本文、労委則二二条以下)、選手が労働法三条にいう「労働者」に該当するか、という重要論点が浮上するが、資格を認定した都労委(当時)はむしろ人、判例・学説は、結果としてこれを肯定している。<sup>(22)</sup> 労働法上の「労働者」性判断枠組みは、労基法上のそれと比較すると、今なお不鮮明・未確立といわざるを得ない状況にあるものの、筆者も、選手の当該「労働者」性を肯定できると解する。<sup>(23)</sup>

労働組合としての法人格取得後、(労)選手会、および、その傘下にあり球団ごとに組織された「(球団)選手会」は、組織あるいは球団を相手方として、契約条件・選手環境の改善に向けた交渉を積み重ねていると聞く。<sup>(24)</sup> これは、先に指摘した構造・手続き上の法的問題点(前記三)への(労)選手会なりの対処の一端といえよう。

また、(労)選手会による最も衝撃的な行動として、近鉄バッファローズ球団とオリックス・ブルーウェーブ球団

との合併問題（いずれも当時）をきっかけに、二〇〇四年九月一八日（土）一九日（日）両日にわたり実施された日本プロ野球史上初めてのストライキが、いまだ記憶に新しい。<sup>(25)</sup> もっとも、このストという事実と並んで法的に注目すべきは、(傍)選手会が、当該ストに先立つ同年八月二七日、組織を相手方として団交を求めうる地位の仮処分申立を提起しており、原審（東京地決平一六・九・三労働一六一二号二四頁）・抗告審（東京高決平一八・九・八労働一六一二号二頁）とも、①(傍)選手会に加入する選手にとって、選手契約当事者ではない組織が、団交の相手方たる労組法上の使用者に該当し、②(傍)選手会と組織との関係において、義務的と評価される団交事項が存在すると判断した点である。<sup>(26)</sup> 右両決定は、(傍)選手会と組織との労組法上の関係等についての初の司法判断であるだけに、今後、両者が労組法上の問題を訴訟で争った場合に先例として大きな役割を果たすと予想される。

後者②義務的団交事項の範囲如何では、「構成員たる労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なもの」という判例・通説が設定した基準<sup>(27)</sup>で判断されている一方、前者①(労働)契約当事者ではない者の労組法上の「使用者」性（いわゆる「使用者」概念の拡大<sup>(28)</sup>）に対する断では、従来の裁判例・労委命令がしばしば用いてきた一般論<sup>(28)</sup>ではなく、上記合併問題発生からの経緯等、(傍)選手会と組織との間に形成された（本事件特有の）事実に着目して、組織の「使用者」性が肯定されている。

これでは、判例・労委命令で培われてきた「『使用者』概念の拡大」に対する一般論（判断枠組み）がプロ野球界では援用できず、特別に考慮しなければ当該論点における救済がかなわないとの印象を与えかねない。本稿で確認された選手（契約）を取り巻く法状況、組織が当該契約内容に対して有する支配度・決定度等に徴すると（前記二・三三）、右の一般論（判断枠組み）を用いても、上記両決定と同様の結論を得ることは可能と解される。その限りで、筆者は、それらの決定には疑問がある。

当然ながら、(傍)選手会は、右で触れた構造・手続き上の法的問題点に対してだけでなく、選手の契約条件に関して個別具体的に多くの不満を抱き、その不備を指摘するが、<sup>(29)</sup>近時、(傍)選手会と球団側との間で動きがあった

争点は、肖像権である。

まず、二〇〇〇(平成一二)年四月一日から三年間にわたり、(株)日本野球機構(以下「NPB」と記す)<sup>(30)</sup>がコナミ(株)に対してプロ野球選手の肖像権を独占的に使用させる契約を交わしたことで、NPBと(傍)選手会との間で紛争が生じた。<sup>(31)</sup>NPBは「契約書一六条に基づき、選手の肖像権が球団に譲渡されており、右契約の締結に何ら法的に非難されるべき点はない」との立場、他方、(傍)選手会は、「肖像権は選手個人が有するもので、かりに契約書一六条に基づいて球団に当該権利が委ねられたとしても、それは限定的なものに過ぎない」との立場で対立し、両者は二年余にわたって交渉したものの折り合えず、二〇〇二(平成一四)年八月二六日、(傍)選手会側(訴訟上の原告は当時の同会役員一三名)は、NPBおよびコナミ(株)を相手方として、原告選手の肖像権に基づく第三者への使用許諾権不存在確認請求等訴訟を提起した。とはいえ、この事件は、二〇〇三(平成一五)年四月二二日、公正取引委員会がコナミ(株)に対して、独占禁止法一九条(不公正な取引方法(いわゆる一般指定。昭和五七年六月一八日公正取引委員会告示第一五号)二項)違反のおそれがある旨の警告を発したことによって、事実上収束する<sup>(32)</sup>。ところが、右と同様の紛争がまた勃発した。つまり、NPBと同様の見解を採る各球団がゲームソフトやカードに選手の肖像等の使用を許していることにつき、(傍)選手会側(訴訟上の原告は選手三三名)は、二〇〇五(平成一七)年、各所属球団(東北楽天ゴールデンイーグルス・福岡ソフトバンクホークスを除く一〇球団)を相手方として、肖像権に基づく使用許諾権不存在確認請求訴訟を提起したのである。第一審(東京地判平一八・八・一判時一九五七号一六頁)は、(傍)選手会側の三つの主張、すなわち、「契約書一六条は、(傍)選手個人が有する肖像権を球団へ譲渡する条項ではない、(イ)不合理な附合契約であり公序良俗(民法九〇条)に反し無効である、(ロ)独占禁止法二条九項・一九条・前掲一般指定に違反し無効である」、以上をすべて斥け、原告らの請求を棄却した。<sup>(34)</sup>控訴審(知財高判平二〇・二・二五判例集未登載)も、選手ら(つまりは(傍)選手会側)からの控訴を認めなかったため、選手らが上告および同受理申立に及び、<sup>(36)</sup>目下、同事件は最高裁に係属中である。

二〇〇九年一月一日現在、(傍)選手会は、正会員七三八名・準会員四五名を擁している。<sup>(37)</sup>

#### 四 プロ野球選手をめぐる法規範のあるべき将来像とこれからの選手会

筆者は、二〇〇六年に発表した別稿で、右テーマに関連して論じたことがある。<sup>(38)</sup> 現時点でその時の見解を変更する必要を感じないので、その主旨をここでも再録しよう。

すでに確認したように(前記三一)、選手は、選手契約の相手方である球団、当該契約の内容をほぼ全面的・一方的に設定する組織に対し、事実上、個人としてはかなり従属的な立場に置かれている。

しかしながら、選手が労組法三条の「労働者」に該当し、ひいては同法上の労働組合として資格認定された以上、選手の結集体である(傍)選手会は、選手契約当事者である球団に対してはもちろん、当該当事者ではないにせよ、判例によって「使用者」性を認められた組織に対しても、選手側の立場・意向を伝えるため、憲法二八条に基づく労働基本権(団体交渉権・団体行動権)、あるいは不当労働行為救済制度(労組法七条・二七条以下)を駆使し、機会あるごとに団交を求め、それが充分に機能しない場合には、労働委員会や裁判所を積極的に活用していく、より強い姿勢・行動が求められる。<sup>(39)</sup>

今後このような団交を通じた(傍)選手会と球団側との意思疎通が盛んになれば、選手契約の内容に選手の意思と利益を反映させ、当該契約を法に則った適正なものへと進化させる成果をもたらすに違いない。その具体的成果としては、例えば、現行の(組織側が野球協約・契約書いずれも一方的に改変する)仕組みを乗り越え、野球協約のうち、選手契約の内容を形成しうる事項をすべて切り離し、(傍)選手会と球団・組織とが団体交渉を通じて、選手契約の書式(ひな型)を協同で作成するという姿を挙げることができよう。

さらに、プロ野球界で右で示したような(傍)選手会と組織との意思疎通が蓄積されると、Jリーグ(サッカー)・

Vリーグ(バレー)・bjリーグ(バスケット)・TOPリーグ(ラグビー)など、わが国のスポーツ界で進行するプロ化によって生み出される他競技におけるプロ選手の契約形成のあり方、当該選手の労働組合組織化へも影響を与えることは不可避と推測される。野球に関する検討を踏まえ、ここで筆者が強調しておきたいのは、競技種目にかかわらず、プロスポーツ選手が労組法上の「労働者」に該当し、労働組合を媒介として、自らの契約相手方やリーグ主宰団体と接触・交渉できる可能性が拓かれることである。

(1) 勸業球体育博物館HP上に掲載された情報によれば、一九三六(昭和一一)年に、七球団で日本職業野球連盟が設立されたことにより、日本プロ野球の歴史が始まった旨紹介されている。<http://www.baseball-museum.or.jp/showcase/storage/history.html> 参照。

(2) 第一生命保険相互会社が毎年行う「大人になったらなりたいたいもの」アンケート(対象:全国の未就学児および小学生、サンプル数:約一〇〇〇)の調査結果([http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2009\\_005.pdf](http://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2009_005.pdf))参照。

(3) 二〇〇九年シーズンにおいて展開している「独立リーグ」は、①四国・九州アイランドリーグ(二〇〇五年シーズン発足。当初、四国各県に一チームを置いた「四国アイランドリーグ」として始まり、二〇〇八年シーズンから福岡と長崎の各チームを加えて現在のリーグ名に変更し六チームの総当たり戦を実施)、②BCリーグ(二〇〇七年シーズン発足。当初、北陸地区(富山・石川)と上信越地区(新潟・長野)の合計四チームで始まり、二〇〇八年シーズンから福井・群馬の各チームを加えて、現在六チームの総当たり戦を実施)、③関西独立リーグ(二〇〇九年シーズン発足。大阪・神戸・明石・和歌山に置かれた四チームによる総当たり戦を実施。二〇一〇年シーズンからは三重のチームも参加予定)である。

(4) 小笠原正「塩野宏」松尾浩也編集代表『スポーツ六法二〇〇九』(信山社、二〇〇九年)四四一頁以下には、同協約の抜粋が掲載されている。その全文については、以下の日本プロ野球選手会公式HP上で閲覧可能である。<http://>

[jpppa.net/convention/16.pdf](http://jpppa.net/convention/16.pdf) 参照。

- (5) 但し、球団の合併・破産など、プロ野球選手に対する救済が必要となった場合には（協約五七条・同条の二）、球団は支配下選手を八〇名まで保有することが認められている（同七九条ただし書）。
- (6) 同規約の全文は、[http://jpppa.net/convention/ikusei\\_kiyaku09.pdf](http://jpppa.net/convention/ikusei_kiyaku09.pdf) 参照。
- (7) 同規約の全文は、[http://jpppa.net/convention/kenshu\\_kiyaku09.pdf](http://jpppa.net/convention/kenshu_kiyaku09.pdf) 参照。
- (8) 同規約は、前掲註（4）書四五頁以下、または、[http://jpppa.net/convention/shinjin\\_kiyaku09.pdf](http://jpppa.net/convention/shinjin_kiyaku09.pdf) を参照。
- (9) 日本プロ野球選手会『プロ野球の明日のために』（平凡社、二〇〇一年）七三頁以下は、球団から契約の更新を拒絶された（いわゆる戦力外通告を受けた）選手に突きつけられる厳しい現実を記述する。
- (10) 前掲註（4）書四五頁以下に、同契約書の抜粋が掲載されている。その全文については、<http://jpppa.net/convention/16-2.pdf> を参照。
- (11) 高校生・大学生出身選手に対する交渉期間は三月末まで（新人選手選択会議規約二一条本文）、社会人出身選手に對するそれは一月末までとされている（同条ただし書）。
- (12) 報道等では、参稼報酬を「年俸」と表現することが一般的であるが、参稼期間は一〇ヶ月なので、厳密な意味では、この表現は正確とはいえないかもしれない。
- (13) 川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』（成文堂、二〇〇三年）四二三頁以下は、国税当局が選手契約を「請負契約」と把握した上で、選手を事業所得者と取り扱っている旨説明する。  
但し、学説には、これとは異なり、選手契約の法的性格を「雇用契約」と捉える見解もある。こうした議論状況については、根本到「プロスポーツ選手と個別的労働法」日本労働法学会誌一〇八号（二〇〇六年）一二七頁（とくに一二九頁以下）等参照。
- (14) 同規約は、前掲註（4）書四五七頁以下、または、<http://jpppa.net/convention/free2009.pdf> を参照。
- (15) ちなみに、いったんFA資格を行使した選手が再び同資格を取得するには、一シーズンにおける出場選手登録日数が一四五日を満たし、かつ、それが四シーズンに達することを要する（FA規約五条）。
- (16) 思いあままって、他球団と通謀して所属球団にトレードを強要した選手は、五〇万円の制裁金を科され、以後、選

手契約の締結を禁止される（協約一〇九条）。

なお、プロスポーツ選手の移籍をめぐる近時の比較法的研究として、川井圭司「プロスポーツと労働法をめぐる国際的動向」日本労働法学会誌一〇八号（二〇〇六年）一一五頁がある。

(17) 協約一六八条は、選手が、所属球団の事前同意なしに、映画・演劇・ラジオ・テレビなどに、有償無償を問わず出演することを禁止している。

(18) 組織は、野球協約・契約書の改廃のほか、プロ野球の全試合に関する事項、プロ野球球団たる資格の得喪、当該球団の地域権の設定変更など、プロ野球の事業展開にとって根幹となる業務を統括する（協約一二条等）。

なお、従来明確ではなかった、組織と（旧）日本野球機構（以下「NPB」と記す。後掲註（30）参照）との関係が整理され、二〇〇九年シーズンから、組織はNPBの内部機関として位置づけられた（協約一条一項）。ちなみに、組織のコミッションナーは、NPBの会長職を兼任している。

(19) 少なくとも二〇〇四年六月時点まで「特別委員会」開催の事実がないことは、日本プロ野球選手会『勝者もなく敗者もなく』（びあ、二〇〇五年）三八頁参照。

(20) より正確には、選手契約の内容は、その当事者ではない組織の判断に委ねられているといえる。

(21) この経緯については、日本プロ野球選手会・前掲註（9）書二三三頁（巻末資料一）、および、同会・前掲註（19）書四四頁以下等参照。

(22) 労働手会の法人格取得を認めた都労委の記録（都労委編『東京都地方労働委員会四〇年史』（同委員会、一九八七年）三六五頁以下）のほか、日本プロフェッショナル野球組織事件「原審」・東京地決平一六・九・三勞旬一六一二号二四頁、同事件「抗告審」・東京高決平一八・九・八勞旬一六一二号二二頁、菅野和夫『労働法「第八版」』（弘文堂、二〇〇八年）四七九頁等参照。しかしながら、いずれも、プロ野球選手がなぜ労組法上の「労働者」に該当するのかという実質的な理由を詳細に語っていない。

(23) この点を検討したものとして、中内哲「プロスポーツ選手と集团的労働法」日本労働法学会誌一〇八号（二〇〇六年）一三九頁（とくに一四三頁以下）等参照。

なお近時、労組法上の「労働者」性が争われた事案として、伸栄事件・中労委平一七・四・六決定別冊中時一三二

九号八三頁（製品製造の個人外注者、消極）、アサヒ急配ほか一社事件・大阪府労委平一七・一二・七決定別冊中時一三四〇号一七〇頁（運送委託契約者、積極）等参照。

加えて、合唱団所属オペラ歌手の労組法上の「労働者」性が争点となった新国立劇場運営財団（行訴）事件・東京地判平二〇・七・三一労判九六七号五頁は、その「労働者」性を認め、当該団員が加入する組合に対する団交拒否を不当労働行為と評価した初審（都労委平一七・五・一〇決定命令集一三二集一一七頁）と中労委（平一八・六・七決定命令集一三五集七八三頁）の判断を覆し、控訴審（東京高判平二一・三・二五別冊中時一三七〇号五九頁）も、理由を付加した上で、原審判決を支持した。

ちなみに、当該歌手が右財団を相手方として提起している地位確認等請求事件では、原審（東京地判平一八・三・三〇労判九一八号五五頁）・控訴審（東京高判平一九・五・一六労判九四四号五三頁）ともに、その主張を斥けている。

(24) 日本プロ野球選手会・前掲註(9) 書七七頁以下(第四章)、同会・前掲註(19) 書四五頁以下、ならびに中内・前掲註(23) 論文一四二頁以下も参照。

(25) 当該ストライキに至る経緯については、日本プロ野球選手会・前掲註(19) 書が詳しい。

(26) この点の検討については、さしあたり、中内・前掲註(23) 論文一四六頁以下、および、中内哲「プロ野球界における団交当事者」ジュリスト平成一六年度重要判例解説(二〇〇五年) 二二三頁参照。

(27) 本四海峡バス事件・神戸地判平一三・一〇・一労判八二〇号四一頁、菅野・前掲註(22) 書五〇〇頁等参照。

(28) もっとも、当該一般論(判断枠組み)には、現在、大きく二つの傾向、すなわち、①有力学説である支配力説の影響下にあると把握できるものと、②朝日放送事件・最三小判平八・二・二八民集四九巻二号五五九頁のそれが認められる。両者の差異については、ひとまず中内・前掲註(23) 論文一四七頁以下、および、そこで掲げられている脚註の文献を参照されたい。筆者は、右①②いずれであっても、選手と組織との関係では、組織の「使用者」性が認められると考えている。

なお、右①の立場を採る近時の労委命令として、光陽商事・コーヨー急送事件・大阪府労委平一九・一二・一一決定労判九五一号八九頁(消極)等、右②の立場を採る近時の労委命令として、スミケイ運輸ほか一社事件・中央委平



一八・四：一九決定別冊中時一三四九号四五〇頁、豊栄グループコーポレーション事件・宮崎県労委平一七・八・四決定命令集一三二集五三六頁（積極）等参照。

また、労働者に対し「現実的で具体的な支配力ないし影響力を有」する使用者などと述べ、①と②が混合したと思われるような近時の労委命令として、住友電装・協立ハイパーツ事件・宮城県労委平一九・六・一二決定労判九四〇号九一頁（積極）、富士通・高見澤電機製作所事件・長野県労委平一七・三・二三決定命令集一三二集四九一頁（積極）等参照。

(29) 日本プロ野球選手会・前掲註(9)書四三頁以下(第三章)を参照。

(30) 一九四八(昭和二三)年三月一日に創立されたNPBは、プロ二球団などで構成され、定款上、野球規則の制定(四条三号)、審判の要請(同条四号)、野球に関する資料の収集・調査・研究(同条六号)等を行うことを目的としている。なお、日本選手権シリーズとオールスターの試合についてはNPBが主催し、組織のコミッションが管理する(協約八条四項)。

また、NPBは年金規定を整備しており、当該規定上、「従業員」には選手が含まれ(二条本文)、勤続期間が一〇年に達した選手は退職年金等を受給できる旨規定されている(六条以下)。

(31) この顛末については [http://jpbpa.net/topics/10\\_3.htm](http://jpbpa.net/topics/10_3.htm) と <http://jpbpa.net/news/release/news0063.htm> のほか、これらのページからリンクがかかっている各記事・資料等を参照されたい。

(32) 公正取引委員会HP上に掲載された情報 ([http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03\\_april/03042202tempu.pdf](http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03_april/03042202tempu.pdf)) および当該附属資料 ([http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03\\_april/03042202tempu.pdf](http://www.jftc.go.jp/pressrelease/03_april/03042202tempu.pdf)) 参照。

(33) 二〇〇四年六月二十五日、(傍)選手会側は、協議の結果、コナミ(株)と和解し、当該民事事件における訴えを取り下げた。<http://jpbpa.net/news/release/news00183.htm> 参照。

(34) 同判決は、(傍)選手会の(傍)の主張に対しては、これまでの経緯など認定事実を踏まえて文言を解釈し、その結果、契約書一六条により、「商業的使用ないし商品化型使用の場合を含め球団ないしプロ野球の知名度の向上に資する目的で、選手が球団に対してその氏名および肖像の使用を独占的に許諾したものと解する」(傍)の主張に対しても、これまでの経緯など認定事実を踏まえて、「選手が主体的に商品広告等へ関与する途が開かれており、かつ現実に球団

から使用料の分配が行われており、交渉により球団と選手らとの間の使用料の分配率の増額変更を実現する余地もあり得るのであり、同条を「不合理…とまではいい難く」、「不合理な内容の附合契約とはいえない」ため、「公序良俗に反し…無効…との…主張は理由がない」、(ウ)の主張に対しては、「独占禁止法一九条に違反する不公正な取引方法による行為の私法上の効力についてこれを直ちに無効とすることは同法の目的に合致するとはいいい難い」とする最一小判昭五二・六・二〇民集三二巻四号四四九頁を引用した上で、契約書一六条の規定は「その内容が不合理とはいいい難いものである以上、「一般指定」四項・五項…及び独占禁止法二条九項「四号・五号」…を根拠とする…主張は理由がない」と断じた。この判決に触れる文献に、例えば、安東奈穂子「スポーツ選手の肖像をめぐって—経済的価値ある肖像の保護と利用—」九大法学九四号(二〇〇七年)一頁がある。

(35) 同判決は、裁判所HP上で閲覧可能である。 <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080303104615.pdf> 参照。その棄却理由は、付加された判示もあるが、基本的には原審判決と同旨と解してよいと思われる。

(36) [http://jpbpa.net/news/release/news20080310\\_1.html](http://jpbpa.net/news/release/news20080310_1.html) 参照。

(37) <http://jpbpa.net/profile/playersist/2008/2008.htm> からリンクしている球団」との組合員名簿を閲覧して算出した。なお、本稿執筆時、正会員と準会員とを区別する基準については不明である。

(38) 中内・前掲註(23) 論文二四九頁以下参照。

(39) 二〇〇二(平成一四)年三月二十九日、(傍)選手会は、組織の交渉態度が不誠実であるとして、労組法七条二号違反を理由に不当労働行為救済申立を都労委(当時)に行った経験がある。日本プロ野球選手会・前掲註(19) 書七七頁および、<http://jpbpa.net/news/release/news00054.htm> 参照。当該申立の内容やそれに至る経緯等については、<http://jpbpa.net/news/release/20020329.pdf> 参照。

なお、右書同頁より <http://jpbpa.net/news/release/news00157.htm> によれば、当該申立から約二年後の二〇〇四(平成一六年)年三月三日、両者に和解が成立し、その結果、(傍)選手会は、組織との間で、月一回の事務折衝、二ヶ月に一回の本交渉、年に一回の一二球団選手会長代表者会議が開催されることになった、とある。

また、神谷宗之介『スポーツ法』(三省堂、二〇〇五年)一一二頁・一二七頁以下も、(傍)選手会による団交および不当労働行為救済制度の活用に関する言及がある。

#### 四 プロ野球選手をめぐる法規範のあるべき将来像とこれからの選手会

【附記】本稿は、二〇〇七年十一月十七日（土）に開催された神戸大学法政策研究会フォーラム「改革期のプロ野球——スポーツ法学の一断面」における筆者の講演録を加筆・再構成したものである。